

# 新潟県市町村総合事務組合公報

号外

新潟県市町村総合事務組合

## 目 次

条 例	ページ
7 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例について……………	2
8 新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例の一部を改正する条例について……………	4
9 新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例の一部を改正する条例について……………	5
10 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について……………	7
11 新潟県交通災害共済条例の一部を改正する条例について……………	8
12 新潟県自治会館条例の一部を改正する条例について……………	9
<b>規 則</b>	
9 新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則……………	10
10 新潟県市町村総合事務組合退職手当審査会規則の一部を改正する規則……………	13
11 新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例施行規則の一部を改正する規則……………	13
12 新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則……………	14

## 条 例

次に掲げる条例を別紙の原本のとおり公布する。

平成 30 年 8 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

- (1) 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第 7 号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例の一部を改正する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第 8 号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例の一部を改正する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第 9 号)
- (4) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例  
(新潟県市町村総合事務組合条例第 10 号)
- (5) 新潟県交通災害共済条例の一部を改正する条例

- (新潟県市町村総合事務組合条例第 11 号)  
 (6) 新潟県自治会館条例の一部を改正する条例について  
 (新潟県市町村総合事務組合条例第 12 号)

### 新潟県市町村総合事務組合条例第 7 号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（平成 16 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(勤続期間の計算)	(勤続期間の計算)
第 14 条 (略)	第 14 条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 2 条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第 48 条第 2 項又は第 51 条第 2 項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に	5 第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 2 条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第 48 条第 2 項又は第 51 条第 2 項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に

定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じた時は、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) (略)

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当

定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じた時は、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) (略)

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに

当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規定において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) (略)

6～9 (略)

相当する給与を含む。以下この項において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) (略)

6～9 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 新潟県市町村総合事務組合条例第 8 号

新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例（平成 16 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(一般負担金)</p> <p>第2条 組合市町村等は、新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（平成16年条例第22号。以下「支給条例」という。）の規定による退職手当の支給に要する費用及び新潟県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）の事務に要する費用に充てるため、毎月初日に在職する支給条例第4条第1項に規定する職員（月の中途において組合市町村等の職員となった場合は、当該月の初日に在職したものとみなす。）の給料月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれについて定める率を乗じて得た額に相当する金額を一般負担金として組合に納入するものとする。ただし、特別職の職員の勤続月数が48月（教育長にあっては、36月）を超えた場合は、超えた月の一般負担金は納入しないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一般職の職員 <u>1000分の200</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(一般負担金)</p> <p>第2条 組合市町村等は、新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（平成16年条例第22号。以下「支給条例」という。）の規定による退職手当の支給に要する費用及び新潟県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）の事務に要する費用に充てるため、毎月初日に在職する支給条例第4条第1項に規定する職員（月の中途において組合市町村等の職員となった場合は、当該月の初日に在職したものとみなす。）の給料月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれについて定める率を乗じて得た額に相当する金額を一般負担金として組合に納入するものとする。ただし、特別職の職員の勤続月数が48月（教育長にあっては、36月）を超えた場合は、超えた月の一般負担金は納入しないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一般職の職員 <u>1000分の208</u></p> <p>2・3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

### 新潟県市町村総合事務組合条例第9号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例（平成16年条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 団員1人当たり単価 団員総数に団員1人当たり <u>350円</u>を乗じて得た額の</p>	<p style="text-align: center;">(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 団員1人当たり単価 団員総数に団員1人当たり <u>1,700円</u>を乗じて得た額</p>

50 パーセントに相当する額を団員総数で除して得た額をいう。

(5) 人口 官報で公示された最近の国勢調査の結果による関係市町村等の人口をいう。ただし、関係市町村等のうち一部事務組合及び広域連合にあっては、当該一部事務組合及び広域連合を組織する市町村の人口を合計して得た数とする。

(6) 世帯数 官報で公示された最近の国勢調査の結果による関係市町村等の世帯数をいう。ただし、関係市町村等のうち一部事務組合及び広域連合にあっては、当該一部事務組合及び広域連合を組織する市町村の世帯数を合計して得た数とする。

(7) (略)

(8) 1世帯当たり単価 団員総数に団員1人当たり 350 円を乗じて得た額の 50 パーセントに相当する額を世帯総数で除して得た額をいう。

(9) (略)

(公災負担金)

第3条 消防団員等の公災負担金は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。以下「政令」という。）第4条第1項の規定に基づく消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額とする。

(退職報償負担金)

第4条 消防団員の退職報償負担金は、政令第4条第3項の規定に基づく消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の

の 90 パーセントに相当する額を団員総数で除して得た額をいう。

(5) 国勢調査 直近に実施された国勢調査をいう。

(6) 世帯数 国勢調査により確定した関係市町村等の世帯数をいう。

(7) (略)

(8) 1世帯当たり単価 団員総数に団員1人当たり 1,700 円を乗じて得た額の 10 パーセントに相当する額を世帯総数で除して得た額をいう。

(9) (略)

(公災負担金)

第3条 消防団員等の公災負担金は、次の各号により算出して得た額の合算額とする。

(1) 団員分

ア 団員割 団員定数に、団員1人当たり単価を乗じて得た額

イ 世帯割 世帯数に、1世帯当たり単価を乗じて得た額

(2) 従事者分 国勢調査の確定人口に、1人当たり5円を乗じて得た額。ただし、一部事務組合及び当該一部事務組合を組織する市町村にあっては、規則で定める額

(退職報償負担金)

第4条 消防団員の退職報償負担金は、団員定数に団員1人当たり19,200円を乗じて得た額とする。

額とする。

(事務費負担金)

第5条 消防団員等公務災害補償事務及び消防団員の退職報償金の支給事務に係る事務費負担金は、次の各号により算出して得た額の合算額とする。

(1) 団員分

ア 団員割 団員定数に、団員1人当たり単価を乗じて得た額

イ 世帯割 世帯数に、1世帯当たり単価を乗じて得た額

(2) 従事者分 人口に、1人当たり1.5円を乗じて得た額

(負担金の納入期限)

第7条 第3条から第5条までに規定する負担金は毎年度の4月20日までに、第6条に規定する負担金は毎年度の6月末日までに納入するものとする。ただし、特別な事由が生じた場合は、別に管理者が定める日とする。

(事務費負担金)

第5条 消防団員等公務災害補償事務及び消防団員の退職報償金の支給事務に係る事務費負担金は、団員定数に団員1人当たり550円を乗じて得た額とする。

(負担金の納入期限)

第7条 第3条及び第5条並びに第6条に規定する負担金は毎年度の6月末日までに、第4条に規定する負担金は毎年度の4月20日までに納入するものとする。ただし、特別な事由が生じた場合は、別に管理者が定める日とする。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 新潟県市町村総合事務組合条例第10号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成18年条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置の目的) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、消防団員等公務災害補償事業実施の財源に充てるため、新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償基金(以下「基金」という。)	(設置の目的) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、消防団員等公務災害補償事業に係る公務災害補償の支給の財源に充てるため、新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償基金(以下

を設置する。

「基金」という。)を設置する。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

### 新潟県市町村総合事務組合条例第 11 号

新潟県市町村総合事務組合新潟県交通災害共済条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合新潟県交通災害共済条例（平成 16 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(共済見舞金の不支給及び支給制限) 第 11 条 (略) 2 組合は、 <u>共済見舞金の請求</u> が規則で定める事由に該当する場合は、第 8 条の規定にかかわらず、等級表に定める <u>16 等級以上</u> の共済見舞金を支給しない。 3 前項に規定する場合において、組合は、 <u>会員が死亡したときは、第 3 条の規定にかかわらず、共済見舞金を支給しない。</u> 4 組合は、 <u>会員が第 2 項に該当する共済見舞金の請求を共済期間を超えて繰り返す場合は、第 3 条の規定にかかわらず、共済見舞金を支給しないことができる。</u> 5 <u>前 3 項の規定は、身体障害者用車いすによる交通災害の場合は、適用しない。</u>	(共済見舞金の不支給及び支給制限) 第 11 条 (略) 2 組合は、 <u>交通災害</u> が規則で定める事由に該当する場合は、 <u>第 3 条及び第 8 条の規定にかかわらず、等級表に定める 12 等級以上</u> の共済見舞金を支給しない。 3 前項に規定する場合において、組合は、 <u>会員が死亡したときは共済見舞金を支給しない。</u> 4 <u>前 2 項の規定は、身体障害者用車いすによる交通災害の場合は、適用しない。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟県交通災害共済条例第 11 条第 2 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後の交通災害について適用し、平成 31 年 3 月 31 日以前の交通災害については、なお従前の例による。



## 新潟県市町村総合事務組合条例第 12 号

新潟県自治会館条例の一部を改正する条例

新潟県自治会館条例（平成 18 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第 4 条 管理者は、前条第 1 項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則<u>(以下「規則」という。)</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(使用料等の額)</p> <p>第 7 条 前条で規定する使用料等の額は、別表に定める額とする。<u>ただし、規則に定める休館日を変更して使用承認したときの別表(1)ア及びイの表の使用料の額は、当該各表に規定する使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第 4 条 管理者は、前条第 1 項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(使用料等の額)</p> <p>第 7 条 前条で規定する使用料等の額は、別表に定める額とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

## 規 則

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

平成 30 年 8 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則  
(新潟県市町村総合事務組合規則第 9 号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合退職手当審査会規則の一部を改正する規則  
(新潟県市町村総合事務組合規則第 10 号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例施行規則の一部を改正する規則  
(新潟県市町村総合事務組合規則第 11 号)
- (4) 新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則  
(新潟県市町村総合事務組合規則第 12 号)

**新潟県市町村総合事務組合規則第 9 号**

新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を  
改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の扶養手当の支給に関する規則（平成 16 年規則第 11 号）  
の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号を次のように改める。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

扶 養 親 族 届

（ 年 月 日提出）

管理者 様	勤務公署名	新潟県市町村総合事務組合		
	職名		氏名	印

給与条例第 12 条第 1 項の規定に基づき次のとおり届け出ます。（証明書類 通添付）

届出の理由（該当する□に✓印を付すこと。）

1 新たに職員となった

2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある

3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満 22 歳の年度末を超えたものを除く）

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の 種 類	金 額		

(注) 1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。

2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所地は市区町村名まで記入する。

3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。

4 「届出の事由」欄には、届出の理由の 2 又は 3 に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満 60 歳以上等）をそれぞれ記入する。

参 考（上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になるとと思われる事項があれば記入する。）

--

管理者記入欄

上記のとおり認定する。 年 月 日 職名 氏名 印	取扱者 認 印				

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第2条関係）

扶 養 手 当 認 定 簿

氏名	
----	--

1 扶養親族の状況

扶養親族の氏名	続柄	生年月日 (加算開始時期)	届出(受理) 年月日	届出事実の 発生年月日	届出の事由	支給の始期・終期 (満22歳年度末)
		年 月 日	年 月 日	年 月 日		年 月分から
			年 月 日	年 月 日		年 月分まで
			年 月 日	年 月 日		年 月分から
			年 月 日	年 月 日		年 月分まで
		年 月 日 ( 年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分から
			年 月 日	年 月 日		年 月分まで ( 年3月まで)
		年 月 日 ( 年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分から
			年 月 日	年 月 日		年 月分まで ( 年3月まで)
		年 月 日 ( 年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分から
			年 月 日	年 月 日		年 月分まで ( 年3月まで)
		年 月 日 ( 年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分から
			年 月 日	年 月 日		年 月分まで ( 年3月まで)
		年 月 日 ( 年4月～)	年 月 日	年 月 日		年 月分から
			年 月 日	年 月 日		年 月分まで ( 年3月まで)

〈記入上の注意〉

- 「生年月日（加算開始時期）」欄には、加算措置の対象となる子について、加算開始の時期を（ ）内に記入する。
- 「届出（受理）年月日」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日を（ ）内に記入する。
- 「支給の始期・終期（満22歳年度末）」欄の（ ）内には、子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失する時期を記入する。
- 子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失した場合は、「届出（受理）年月日」欄及び「届出事実の発生年月日」欄の記入は要しない。なお、「届出の事由」欄には、「満22歳年度末」と記入する。
- 「備考」欄は、扶養親族及び扶養手当額の認定上、特に必要な事項を記入する。

2 扶養手当の月額認定（支給額の改定）

支払開始（終了）・ 支給額改定時期	認定扶養 親族 (子以外)	認定扶養親 族(子)	うち加 算措 置 対象	扶養手 当 の月額	認定等の事由	管理者の認定（確認）欄	
						認定（確認） 年 月 日	職 ・ 氏 名
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	印
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	印
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	印
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	印
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	印
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	印
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	印
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	印
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	印
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	印
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	印
年 月分 から まで	人	人	人	円		年 月 日	印

3 備考

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

## 新潟県市町村総合事務組合規則第 10 号

新潟県市町村総合事務組合退職手当審査会規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合退職手当審査会規則（平成 22 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（口頭で意見を述べる意思の有無の確認）</p> <p>第 10 条 審査会の庶務に関する事務を分掌する<u>総務退職課</u>の職員（以下単に「職員」という。）は、審査会が条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項又は第 32 条第 1 項から第 5 項までの規定による処分について諮問を受けたときは、当該処分を受けるべき者（以下「当事者」という。）に対し、条例第 33 条第 3 項に規定する申立てを行う意思の有無の確認をするものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（口頭で意見を述べる意思の有無の確認）</p> <p>第 10 条 審査会の庶務に関する事務を分掌する<u>業務課</u>の職員（以下単に「職員」という。）は、審査会が条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項又は第 32 条第 1 項から第 5 項までの規定による処分について諮問を受けたときは、当該処分を受けるべき者（以下「当事者」という。）に対し、条例第 33 条第 3 項に規定する申立てを行う意思の有無の確認をするものとする。</p> <p>2 （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 新潟県市町村総合事務組合規則第 11 号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例施行規則（平成 16 年規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（消防団員等定数の報告）</p> <p>第 2 条 （略）</p>	<p>（消防団員等定数の報告）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p><u>（一部事務組合等の負担金額）</u></p> <p>第 3 条 条例第 3 条第 2 号の規則で定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>一部事務組合（水防事務組合を除く。）当該一部事務組合を組織する市町村の国勢調査の確定人口の合計数に、1 人当たり 5 円を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>水防事務組合を組織する市町村国勢調査の確定人口に、1 人当たり 5 円を乗じて得た額</u></p>

(市町村の廃置分合があった場合の措置)  
第3条 (略)

(市町村の廃置分合があった場合の措置)  
第4条 (略)

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

### 新潟県市町村総合事務組合規則第12号

新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県交通災害共済条例施行規則(平成16年規則第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(共済見舞金等の請求手続)</p> <p>第8条 条例第8条第1項の規定による共済見舞金若しくは同条第2項の規定による差額(以下「上位等級移行差額」という。)の請求又は第6条第1項の規定による特別共済見舞金の請求をしようとする者は、被災会員に係る会員証及び被災会員の運転免許証等(被災会員が自動車等又は電車等を運転していた場合に限る。)を提示するとともに新潟県交通災害共済見舞金請求書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添付し、事務所長を経由して管理者に請求しなければならない。ただし、上位等級移行差額を請求するときは、第1号に掲げる書類を省略することができる。</p> <p>(1) 別表に定める交通災害(条例第2条第1号に規定する交通災害をいう。以下同じ。)を証明する書類(以下「交通災害を証明する書類」という。)<u>ただし、交通災害を証明する書類が得られない場合は、1共済期間について1回に限り、交通事故申立書(別記第7号様式)で代えることができる。</u></p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(共済見舞金等の請求手続)</p> <p>第8条 条例第8条第1項の規定による共済見舞金若しくは同条第2項の規定による差額(以下「上位等級移行差額」という。)の請求又は第6条第1項の規定による特別共済見舞金の請求をしようとする者は、被災会員に係る会員証及び被災会員の運転免許証等(被災会員が自動車等又は電車等を運転していた場合に限る。)を提示するとともに新潟県交通災害共済見舞金請求書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添付し、事務所長を経由して管理者に請求しなければならない。ただし、上位等級移行差額を請求するときは、第1号に掲げる書類を省略することができる。</p> <p>(1) 別表に定める交通災害(条例第2条第1号に規定する交通災害をいう。以下同じ。)を証明する書類(以下「交通災害を証明する書類」という。)<u>ただし、交通災害を証明する書類が得られない場合は交通事故申立書(別記第7号様式)</u></p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記第4号様式中

「 .....

請求者氏名 ㊟

\_\_\_\_\_」

を

「 .....

請求者氏名 ※自署の場合は押印省略可

㊟

\_\_\_\_\_」

に、

「

還付金の 受取口座	銀行・信金・農協 信組・金庫	本 支 店	口座 番号	普通 貯蓄 当座																
--------------	-------------------	-------------	----------	----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

を

「

還付金の 受取口座	銀行・信金・農協 信組・金庫 ※請求者名義の口座に限る。	本 支 店	口座 番号	普通 貯蓄 当座																
--------------	------------------------------------	-------------	----------	----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

に改める。

別記第5号様式中

「 .....

請求者氏名 ㊟

\_\_\_\_\_」

を

「 .....


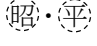
請求者氏名 ※自署の場合は押印省略可

㊟

\_\_\_\_\_」

に、

「

生年月日	 	年	月	日
		(	歳)	

」

を

生年月日	(明)・(大) 年 月 日 (昭)・(平) ( 歳) <small>※事故時の満年齢を記入</small>
------	---

に改める。

別記第7号様式を次のように改める。

**別記第7号様式(第8条関係)**

**交 通 事 故 申 立 書**

事故発生	日時	年 月 日 午 前 後 時 分 ごろ			被災者の 事故時の 状 態	運転・同乗 歩行・その他 ( )
	場所					
事故の 当事者	被災者	住所			氏名	
		車種	大型・中型・普通・大特・自動二輪・小特・原付・ 自転車・電車・その他 ( )	車 両 番 号		
	相手方	住所			氏名	
		車種	大型・中型・普通・大特・自動二輪・小特・原付・ 自転車・電車・その他 ( )	車 両 番 号		
事故発生状況(事故の原因がはっきりわかるように記載してください。)						
-----						
-----						
-----						
-----						
-----						
-----						
相手方(有・無・不明) 目撃者(有・無) ※該当する箇所を○で囲んでください。						

事故現場見取図(事故発生状況を図示してください。)

	<p>自 車 </p> <p>相手車 </p> <p>自転車・ バイク </p> <p>人 </p> <p>進行方向 </p> <p>信 号 </p>
--	---

**※ 裏面を必ず記入してください。**



**別記第7号様式（裏面）**


交通事故証明書が添付できない理由

① 警察へ届け出なかった。



② その他（具体的に）（ ）

法令遵守事項の確認・了承

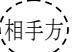
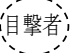
（「交通事故証明書〔物件事故扱い〕」、「葬祭費請求書」又は「死亡弔慰金請求書」にこの申立書を添付する場合は、記入不要です。）

 ※ 右記記載事項を確認・了承した場合は○で囲んでください。	<p>法令遵守事項</p> <p>1 本来、交通事故が発生した場合は、その車両の運転者又はその他乗務員は警察へ届出をする義務があります。軽微な事故（自転車運転中の単独事故等）であっても、必ず警察に届け出てください。（関係法令：道路交通法第72条第1項後段）                  ※ 共済見舞金の支給を受けるためには、原則交通事故証明書が必要となります。歩行者であっても車両との交通に伴う接触等の交通事故にあった場合は警察に届け出てください。</p> <p>2 やむを得ない事情により、交通事故申立書による請求をする場合は、その回数は、1 共済期間中 1 回限りとなります。                  また、交通事故申立書による請求が複数年にわたって繰り返された場合は、共済見舞金が支給されないことがあります。                  （関係法令：新潟県交通災害共済条例第 11 条第 2 項及び同条例施行規則第 8 条第 2 項）</p>
--	---

「被災者本人」又は「親権者」の申立（被災者が 16 歳未満のときは親権者等が申立者になることができます。）

 の証明 	<p>本書記載のとおり申し立てます。</p> <p>平成      年      月      日</p> <p>申立者 氏 名 _____ (印)</p> <p>新潟県市町村総合事務組合管理者 様</p>
---	---

「相手方」又は「目撃者」の証明

 の証明 	<p>表面の事故発生状況は、事実であることを証明します。</p> <p>平成      年      月      日</p> <p>住 所 _____</p> <p>氏 名 _____ (印)</p> <p>電話 (      )      -</p>
---	---

- 1 この申立てが偽りであったときは、支給を受けた共済見舞金等を返還していただくことがあります。
- 2 該当する箇所を○で囲んでください。
- 3 申立者が自署した場合は、申立者の押印を省略することができます。  
 ※黒ボールペン等で記入してください。（鉛筆は不可）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新潟県交通災害共済条例施行規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後の交通災害について適用し、平成 31 年 3 月 31 日以前の交通災害については、なお従前の例による。